第3章　基本理念･基本方針

3-1 基本理念

誰もが心身ともに快適に移動できる　やさしいまちづくり

障がい等に対する正しい理解や支援体制に基づく周りの手助けがあり、安心して外出できる環境（心のバリアフリー）と、駅やバス・タクシー、歩道、信号機等のバリアフリー整備が実施され、安全に・安心して外出や施設利用ができる環境（ハード面の整備）をつくることにより、心身ともに健やかにくらすことができる、やさしいまちづくりを進めます。

3-2 基本方針

基本理念を実現するために、次の４つの基本方針によりバリアフリー化を進めます。

①重点整備地区を定め、官民連携によるバリアフリー整備を推進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、基本理念及び国の基本方針に基づき、主に高齢者・障がいのある人等が利用する駅等生活関連施設を中心とした一定の区域を定め、市、特定事業者、市民、高齢者・障がいのある人等が連携しバリアフリー化を推進します。

②官民協働により基本構想を策定し、ユニバーサル社会の実現を促進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、市、特定事業者、市民、高齢者・障がいのある人等が協働して策定し、これに基づく施策を推進することで、ユニバーサル社会の実現を促進します。

③「心のバリアフリー」を促進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民の意識づくりを推進します。

④スパイラルアップ※7 の考え方を導入し、段階的にバリアフリー化を図っていきます。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想では特定事業者が行うバリアフリー化事業、心のバリアフリー施策について、継続的に検証することにより、段階的にバリアフリー化を図ります。

3-3 目標年次

バリアフリー移動等円滑化基本構想の計画期間は、令和 15（2033）年度までとします。

※7：スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策等の内容について、高齢者や障がいのある人等当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。